

高齢者・障害者の財産管理と福祉型信託

弁護士 赤沼康弘

1 成年後見制度の活用

高齢者や障害者のうち、判断能力が減退した者の財産を管理するための制度としては、成年後見制度がある。成年後見制度は、民法に基づく法定後見制度と任意後見契約に関する法律に基づく任意後見制度とからなり、後見人等が財産管理とともに本人の身上監護も行う。法定後見制度は判断能力減退の程度に応じて補助、保佐、後見という3類型に分かれ（後見類型が最も重く、判断能力喪失の場合）、それぞれ補助人、保佐人、後見人が、法律行為の取消権や代理権を持って本人の支援を行う（後見類型では取消権、代理権とも付与されるが、保佐、補助の場合は申立により必要に応じて付与される。）。任意後見制度は、判断能力減退に備えて予め信頼する人を任意後見人候補者として定めておき（公正証書によることを要する）、判断能力が減退したときに、任意後見人を監督する任意後見監督人を家庭裁判所により選任してもらい、その段階から、任意後見がスタートするという制度である。任意後見人には取消権はない。

この成年後見制度は、2000年4月から施行されたものであるが、それ以前の禁治産・準禁治産制度に比し、格段に利用し易くなり、利用件数は毎年飛躍的に増加している。

禁治産制度最後の年の禁治産宣告申立件数は、2963件、翌年2000年の後見申立件数は7451件、2006年度の後見申立件数は2万9380件（現在の総利用件数は10万件程度と推測される）。

ただし、認知症高齢者の数が160万とも170万ともいわれていることと対比すると、まだまだ利用件数は少ない。ちなみにドイツでは100万件を超える利用件数がある。

後見人等に就任するのは、約79%が親族で、その余が第三者後見人となっている。第三者後見人として、制度を担っているのは、弁護士、司法書士、社会福祉士、家庭問題情報センター、税理士などであり、それぞれの団体が家庭裁判所に候補者を推薦している。

2 成年後見制度の限界

しかし、成年後見制度はあくまでも判断能力が減退した者のための制度であるため、判断能力の減退がない場合は利用できない。

難病をかかえていても、重度の身体障害があっても、また後期高齢者といわれる年齢になり行動が不自由となっても、それだけでは利用できない。

他方、国民生活センターが毎年発表する消費生活相談件数をみると高齢者の被害は年々増加している。また、2007年2月には、約200人の聴覚障害者が、福祉機器販売会社経営者に出資金名目で約20億円を騙し取られたという事件が報道された。目や耳に障害を持った人たちは、このような被

害に遭い易く、それゆえにそのような人たちを狙った悪質商法も蔓延している。

さらに、判断能力の減退はないが、「浪費者」といわれる人たちも現実にいる。その原因には何らかの精神上的障害があるのではないかと言われてもいるが、十分解明されてはいない。このような人たちの浪費からその生活の基盤ともなる財産を守りたいと思っても、やはり成年後見制度は利用できない。

また、高齢者や障害者自身による財産処分の可能性がある場合には、成年後見制度では十分な対応ができないことがある。保佐、補助レベルの本人の場合、本人自身による処分の可能性もあり、たとえ取消権があっても、本人の処分行為によりいったん財産が流出してしまうと、回収が困難となることも多い。このような場合、信託により、受託者に財産の所有権を移転しておけば、そのような恐れは完全に防止できる。

判断能力に減退がなく、また身体に障害がなくとも、高齢となって財産の管理が負担になることも多い。このような者が安心して財産の管理を委託できる制度としても、信託がその役割をになうことができる。

3 本人死亡後の配偶者や子の生活保障

障害のある子を持つ親の多くは、自分が死んだらこの子はどうなるのかという不安にかられている。これは「親なき後」問題とも言われ、知的障害の本人・家族の団体である社団法人全日本手をつなぐ育成会の元常務理事松友了は、「その語彙にとりつかれたように怯え、遠い未来に備えて対策をとるのが育成会運動そのものであった」と言う（「親亡き後への取組みと課題」実践成年後見No.2 2民事法研究会（2007）37頁。なお、実践成年後見同号は「『親亡き後』を考える」とする特集を組んでいる。）。

また、同じことは、高齢で病弱な配偶者を持った者にも生じている。

子や配偶者の判断能力が減退している場合には、通常、成年後見制度を利用し、遺言で子や配偶者に遺産を承継させた上で、後見人等による財産の管理を受けるということが一般的な解決策となる。

しかし、成年後見制度には前述のような限界がある。

そこで信託の活用が考えられてくる。

4 二次相続に対する希望

また、子のない者が、配偶者の生活を保障する趣旨で配偶者に全ての遺産を相続させる場合、その配偶者が死亡したときには、その配偶者の兄弟姉妹が法定相続人となるため、このことに抵抗を示す者も多い。さらに、一旦相続させてしまうと、その配偶者が存命中であっても、遺産に対してその兄弟姉妹等が介入してくることがあり得るので、単純な遺言ではその不安も解消されない。

そこで、遺言によって、その子や配偶者の次の受遺者まで指定する「後継ぎ遺贈」の必要性が浮上するわけであるが、これは民法上無効とされているため、後継ぎ遺贈でこの問題に対処することはできない。

このような場合に、後継ぎ遺贈型の受益者連続信託利用すれば、その要求を実現することができる。第一次受益者を配偶者や子とし、その配偶者や子が死亡したときは公共的機関に受益権を取得させることとすることができる。

5 福祉型信託と担い手の不存在について

福祉型信託は高齢者や障害者の財産の管理を行うための手段である。したがって、原則として管理型信託となる。

そして、一般市民の持つ財産は、預貯金のほか、小規模不動産や動産、債権などであるため、信託を活用するには、これらの財産を包括的に受託する者が必要となる。

ところが、現状の信託のほとんどを担っている信託銀行は、金銭の信託が基本であり、一般市民が持つ小規模不動産の信託は引き受けない。その他の信託の免許等を有する法人でも、一般市民が所有する不動産の管理信託を受託する者はきわめて少ない。

このため福祉型信託の新たな担い手が必要となるわけであるが、信託業法上の免許、登録の要件を満たさない限り、無報酬で行わなければならないのでは、そのような担い手が現れることを期待することはできない。

また一般市民の財産では高額の信託報酬を支出することは困難であるため、信託専門事業者の経営を支えるほどの信託報酬はなかなか期待できない。ちなみに、任意後見制度における任意後見人の報酬の平均は3万円程度といわれている。

このため、さまざまなスキームで高齢者や障害者の財産管理に取り組むなかで、そのスキームのひとつとして信託を活用するというのが最も現実的なものと考えられる。

6 福祉型信託と弁護士

弁護士は、古くから高齢者・障害者の権利擁護の活動を展開してきており、現在も、幅広い活動をしている。全国51弁護士会内に高齢者・障害者の権利擁護のための機構を設けている。弁護士が高齢者・障害者の財産管理・身上監護のための手段として信託を活用することができれば、より一層きめ細かい支援ができるようになるであろう。

信託では、財産の移転を行うため、信託受託者の信用が保障されなければならないが、弁護士については、その高度の専門性と信頼性を根拠に、弁護士法72条で法律事務の独占を認めている。さらに弁護士会内の監督も厳しい。

したがって、信託業法の適用除外としても規制の趣旨を没却することにはならないと考える。

ただし、さらに信頼性を高めるために、弁護士会として個別の監督システムをつくることも考えられる。

以上

人権擁護と社会正義の実現のため、日弁連には完全な自治権が認められている。この弁護士自治の内容として、現行弁護士法（昭和24年法律第205号）は弁護士の資格審査、登録手続きは日弁連の所管とし、日弁連はその組織・運営に関する会則を自ら定めることができる。

また弁護士に対する懲戒は、弁護士会と日弁連によって行われる。弁護士（弁護士法人）に対する懲戒権限を国家が掌握していると、国家と国民の基本的人権が衝突する場面において弁護士（弁護士法人）がその使命を全うすることに困難を来たすため、自治懲戒制度を設けたのである。

弁護士自治とは

弁護士が、その使命である人権擁護と社会正義を実現するためには、いかなる権力にも屈することなく、自由独立でなければならない。そのため、日弁連には完全な自治権が認められている。弁護士の資格審査、登録手続きは日弁連自身が行い、日弁連の組織・運営に関する会則を自ら定めることができ、弁護士に対する懲戒は、弁護士会と日弁連によって行われる。弁護士会と日弁連の財政についても、そのほとんど全てを会員の会費によって賄っている。

このように、弁護士に対する指導監督は、日弁連と弁護士会のみが行うことから、弁護士になると、各地にあるいずれかの弁護士会の会員となり、かつ当然に日弁連の会員にもなることとされている。

以下弁護士白書より

第3節 弁護士の懲戒制度

1 弁護士の懲戒制度の概要

弁護士自治の具現化として、現行弁護士法（昭和24年法律第205号）は弁護士名簿の登録事務を弁護士の自治組織である日弁連の所管とし、弁護士（弁護士法人）に対する懲戒処分は弁護士会及び日弁連が行なうこととしている。弁護士（弁護士法人）は、基本的人権の擁護、社会正義の実現を使命としている（法第1条）ところ、弁護士（弁護士法人）に対する懲戒権限を国家が掌握していると、国家と国民の基本的人権が衝突する場面において弁護士（弁護士法人）がその使命を全うすることに困難を来たすため、自治懲戒制度を設けたのである。

なお、懲戒処分は、弁護士会、日弁連に付与された公の権能に基づいてなされるものの、広義の行政処分であると解されているが、弁護士会により懲戒された弁護士が、行政

不服審査法に基づき審査請求をすることができ（法第59条）、日弁連により審査請求を却下、棄却され、あるいは日弁連により懲戒された弁護士が、審査請求を却下、棄却した日弁連の裁決、あるいは日弁連の懲戒処分の取消しを求める訴えを東京高等裁判所に提起することができる（法第61条）とされているのは、その現れである。

1. 懲戒請求

何人も、弁護士又は弁護士法人に懲戒の事由があると思料するときは、所属弁護士会に懲戒することを求めることができる（法第58条第1項）。

2. 綱紀委員会による調査

弁護士会は、懲戒請求があったときは、懲戒の手續に付し、綱紀委員会に事案の調査をさせなければならない（法第58条第2項）。弁護士会自らが弁護士又は弁護士法人に懲戒の事由があると思料するときも同様である。綱紀委員会は事案を調査し、懲戒委員会の審査に付するのが相当かどうかを判断する（平成15年改正により情状を考慮できることが明示された。法第58条第4項、第60条第4項）。

なお、綱紀委員会の事案の調査から懲戒手續が開始されることから、除斥期間の満了如何、登録換え、登録取消し請求の制限の有無は、綱紀委員会の調査に付された時期を基準として判断される。この点は、従来、解釈上当然視されていたが、平成15年改正により法文上明確にした。

3. 懲戒委員会による審査

弁護士会は、綱紀委員会（部会を含む。）が懲戒委員会に事案の審査を求めることを相当と認める議決をしたときは（法第58条第3項）、懲戒委員会に事案の審査を求めなければならない（議決の拘束力）。日弁連の綱紀委員会又は綱紀審査会が原弁護士会の懲戒委員会に事案の審査を求めることを相当とする議決をし（法第64条の2第2項、第3項、第64条の4第1項から第3項まで）、この議決に基づいて日弁連が事案を原弁護士会に送付したときも同様である。

懲戒委員会（部会を含む。）が議決をもって弁護士又は弁護士法人を懲戒することを相当と認め、一定の懲戒処分を明示したときは、弁護士会（日弁連）は対象弁護士等を懲戒しなければならない（法第58条第5項、第60条第5項、議決の拘束力）。

4. 異議の申出等

懲戒請求者は、①弁護士会の綱紀委員会が対象弁護士等につき懲戒委員会に事案の審査を求めないことを相当とする議決をし、弁護士会が対象弁護士等を懲戒しない旨の決定をした場合、②弁護士会の懲戒委員会が対象弁護士等につき懲戒しないことを相当とする議

決をし、弁護士会が対象弁護士等を懲戒しない旨の決定をした場合、③弁護士会が相当の期間内に懲戒の手続を終えない場合、④弁護士会がした懲戒処分が不当に軽いと思料する場合（以上、法第64条）には、日弁連に異議の申出をすることができる（申出の期間は60日以内である。法第64条第2項）。さらに、上記①の場合で、日弁連の綱紀委員会が異議の申出を却下、棄却する議決をし、日弁連がその旨の決定をした場合には、日弁連の綱紀審査会（法曹でない学識経験者によって構成される。）による綱紀審査を申し出ることができる（申出の期間は30日以内である。法第64条の3）。

なお、上記①の場合の異議の申出は日弁連の綱紀委員会が審査し、上記②の場合の異議の申出は日弁連の懲戒委員会が審査する（平成15年改正による綱紀ルートと懲戒ルートの分離）。この改正により日弁連の綱紀委員会は事案を審査する法律上の機関とされた。

5. 官報等による公告

弁護士会又は日弁連によって懲戒処分がされたときは機関雑誌「自由と正義」のほか、官報に掲載して公告される（法第64条の6第3項）。

弁護士の懲戒制度について

「弁護士白書 2007」より

2007.11.29

弁護士の懲戒制度の概要

弁護士自治の具現化として、現行弁護士法（昭和24年法律第205号）は弁護士名簿の登録事務を弁護士の自治組織である日弁連の所管とし、弁護士（弁護士法人）に対する懲戒処分は弁護士会及び日弁連が行なうこととしている。弁護士（弁護士法人）は、基本的人権の擁護、社会正義の実現を使命としている（法第1条）ところ、弁護士（弁護士法人）に対する懲戒権限を国家が掌握していると、国家と国民の基本的人権が衝突する場面において弁護士（弁護士法人）がその使命を全うすることに困難を来たすため、自治懲戒制度を設けたのである。

なお、懲戒処分は、弁護士会、日弁連に付与された公の権能に基づいてなされるものの、広義の行政処分であると解されているが、弁護士会により懲戒された弁護士が、行政不服審査法に基づき審査請求をすることができ（法第59条）、日弁連により審査請求を却下、棄却され、あるいは日弁連により懲戒された弁護士が、審査請求を却下、棄却した日弁連の裁決、あるいは日弁連の懲戒処分の取消しを求める訴えを東京高等裁判所に提起することができる（法第61条）とされているのは、その現れである。

1. 懲戒請求

何人も、弁護士又は弁護士法人に懲戒の事由があると思料するときは、所属弁護士会に懲戒することを求めることができる（法第58条第1項）。

2. 網紀委員会による調査

弁護士会は、懲戒請求があつたときは、懲戒の手續に付し、網紀委員会に事案の調査をさせなければならない（法第58条第2項）。弁護士会自らが弁護士又は弁護士法人に懲戒の事由があると思料するときも同様である。網紀委員会は事案を調査し、懲戒委員会の審査に付するのが相当かどうかを判断する（平成15年改正により情状を考慮できることが明示された。法第58条第4項、第60条第4項）。

なお、網紀委員会の事案の調査から懲戒手續が開始されることから、除斥期間の満了如何、登録換え、登録取消し請求の制限の有無は、網紀委員会の調査に付された時期を基準として判断される。この点は、従来、解釈上当然視されていたが、平成15年改正により、法文上明確にした。

3. 懲戒委員会による審査

弁護士会は、綱紀委員会（部会を含む。）が懲戒委員会に事案の審査を求めることを相当と認める議決をしたときは（法第58条第3項）、懲戒委員会に事案の審査を求めなければならない（議決の拘束力）。日弁連の綱紀委員会又は綱紀審査会が原弁護士会の懲戒委員会に事案の審査を求めることを相当とする議決をし（法第64条の2第2項、第3項、第64条の4第1項から第3項まで）、この議決に基づいて日弁連が事案を原弁護士会に送付したときも同様である。

懲戒委員会（部会を含む。）が議決をもって弁護士又は弁護士法人を懲戒することを相当と認め、一定の懲戒処分を明示したときは、弁護士会（日弁連）は対象弁護士等を懲戒しなければならない（法第58条第5項、第60条第5項、議決の拘束力）。

4. 異議の申出等

懲戒請求者は、①弁護士会の綱紀委員会が対象弁護士等につき懲戒委員会に事案の審査を求めないことを相当とする議決をし、弁護士会が対象弁護士等を懲戒しない旨の決定をした場合、②弁護士会の懲戒委員会が対象弁護士等につき懲戒しないことを相当とする議決をし、弁護士会が対象弁護士等を懲戒しない旨の決定をした場合、③弁護士会が相当の期間内に懲戒の手続を終えない場合、④弁護士会がした懲戒処分が不当に軽いと思料する場合（以上、法第64条）には、日弁連に異議の申出をすることができる（申出の期間は60日以内である。法第64条第2項）。さらに、上記①の場合で、日弁連の綱紀委員会が異議の申出を却下、棄却する議決をし、日弁連がその旨の決定をした場合には、日弁連の綱紀審査会（法曹でない学識経験者によって構成される。）による綱紀審査を申し出ることができる（申出の期間は30日以内である。法第64条の3）。

なお、上記①の場合の異議の申出は日弁連の綱紀委員会が審査し、上記②の場合の異議の申出は日弁連の懲戒委員会が審査する（平成15年改正による綱紀ルートと懲戒ルートの分離）。この改正により日弁連の綱紀委員会は事案を審査する法律上の機関とされた。

5. 官報等による公告

弁護士会又は日弁連によって懲戒処分がされたときは機関雑誌「自由と正義」のほか、官報に掲載して公告される（法第64条の6第3項）。

第4章 弁護士自治に関する活動

第1節 資格審査

資格審査会は各弁護士会及び日弁連に置かれ、弁護士の登録、登録換え及び弁護士法第13条の登録取消しの請求に関して必要な審査をする機関である(弁護士法第51条第2項)。

弁護士法は、弁護士自治の立場から、弁護士の身分の問題について弁護士会及び日弁連に強力な権限を付与しているが、それだけにその権限の適正かつ慎重な行使を保障する必要がある。そこで、弁護士会及び日弁連から独立して弁護士の資格等を審査する資格審査会が設けられているのである。

1 日弁連資格審査会における審査及び議決件数

次の表は日弁連資格審査会における審査及び議決の件数をまとめたものである。5年以上大学の学部等において法律学の教授等の職に在った者に弁護士資格を付与する弁護士法旧々第5条第3号をめぐる案件が大半を占めていることがわかる。

年度	付議件数			議決件数						
	審査請求	登録請求	計	審査請求				登録請求		計
				認容	棄却	却下	差戻	認容	拒絶	
1987		2 (2)	2					4 (4)	1 (1)	5
1988		8 (8)	8					6 (6)		6
1989	1 (1)	5 (5)	6		1 (1)			6 (6)		7
1990	1	11 (9)	12		1			10 (9)		11
1991		11 (11)	11					12 (11)		12
1992		12 (12)	12					10 (10)		10
1993		7 (7)	7					10 (10)		10
1994		10 (10)	10					9 (9)		9
1995		17 (16)	17					14 (13)		14
1996	2	18 (18)	20		1		1	17 (17)	2 (2)	21
1997	2 (2)	17 (17)	19	1 (1)	1 (1)			13 (13)	2 (2)	17
1998	1 (1)	16 (14)	17		1 (1)			14 (12)	1 (1)	16
1999	1	17 (17)	18		1			16 (16)		17
2000	2 (2)	29 (29)	31		1 (1)			31 (31)		32
2001	1	21 (20)	22		1 (1)			20 (19)	1 (1)	22
2002	3	29 (26)	32		3			27 (24)		30
2003	2 (1)	84 (82)	86		1 (1)			56 (56)	5 (5)	62
2004	4 (2)	74 (74)	78	1 (1)	3 (1)		1	86 (84)	4 (4)	95
2005		21 (18)	21					27 (25)	6 (5)	33
2006	2	27 (21)	29		2			21 (17)	2 (2)	25

- 【注】1. ()内は弁護士法旧々第5条第3号に基づく登録請求。
 2. 各年ごとの統計数字は、4月1日～3月31日のものである。
 3. 年度別登録者数とその内訳(弁護士登録前の職業と資格取得事由)の表(本書p.79,80)の内訳2、法旧々5条3号の数字と上記表の()内の数字が一致しないことがある。これは、①年度をまたいで登録手続がなされた場合、②資格審査会を経ないで登録された場合、③弁護士会が登録拒絶した後、日弁連で次年度に登録を認める旨の議決がなされた場合、④日弁連が登録拒絶した後、裁判所の確定判決で日弁連の決定が取り消され、日弁連が登録を認める旨の議決をした場合、の4つの理由に区分される。

2 弁護士法第5条の規定による研修（弁護士資格付与のための指定研修）の実施

1. 「弁護士資格付与のための指定研修」の実施について

弁護士法が2004年4月1日に改正され、新たに、以下の者に対して、日弁連が法務大臣の指定を受けて実施する研修の受講と法務大臣の認定を要件として、弁護士となる資格が与えられることになった。

①	司法修習生となる資格を得た後に簡易裁判所判事、検察官、裁判所調査官、裁判所事務官、法務事務官、司法研修所等の教官、衆議院若しくは参議院の議員、衆議院若しくは参議院の法制局参事、内閣法制局参事官、大学の法学部等の法律学の教授・若しくは准教授、等の弁護士法第5条第1号に列挙された職のいずれかに在った期間が通算して5年以上になる者（弁護士法第5条第1号）
②	司法修習生となる資格を得た後に自らの法律に関する専門的知識に基づいて弁護士法第5条第2号に列挙された事務のいずれかを処理する職務に従事した期間が通算して7年以上になる者（弁護士法第5条第2号。いわゆる企業法務の担当者や公務員として一定の法律関係の実務経験を得た者。）
③	検察庁法第18条第3項に規定する考試を経た後に検察官（副検事を除く。）の職に在った期間が通算して5年以上となる者（弁護士法第5条第3号）
④	①及び③の期間が通算して5年以上になる者、又は①、②、③の期間が通算して7年以上になる者（弁護士法第5条第4号）
⑤	弁護士法の一部を改正する法律附則第3条第2項の規定により、改正法施行の日前に旧弁護士法第6条第1項第2号（弁護士法旧々第5条第3号）に規定する職（いわゆる大学の教授、助教授）にあった者が、平成20年3月31日までに同職にあった期間が通算して5年以上となる者（弁護士法の一部を改正する法律附則第3条第2項の規定により弁護士法第5条から5条の6まで規定の例）

2. 研修の受講状況

■2004年度から2006年度の研修受講■

	年 度	2004年	2005年	2006年	累 計		
		受講人数	50名	21名		24名	95名
		研修終了認定者	48名	18名		22名	88名
〈内 訳〉							
5条1号	国会議員	6名	2名	2名	10名		
5条2号イ	企業法務	2名	0名	0名	10名		
5条2号ロ	公務員	2名	8名	9名	19名		
5条3号	特任検事	39名	8名	5名	52名		
5条4号	5-1+5-2ロ	0名	1名	0名	1名		
	5-2イ+5-2ロ	1名	0名	1名	2名		
附則3条2項	大学教授	0名	2名	7名	9名		

3. 研修日程

■2006年度の研修日程■

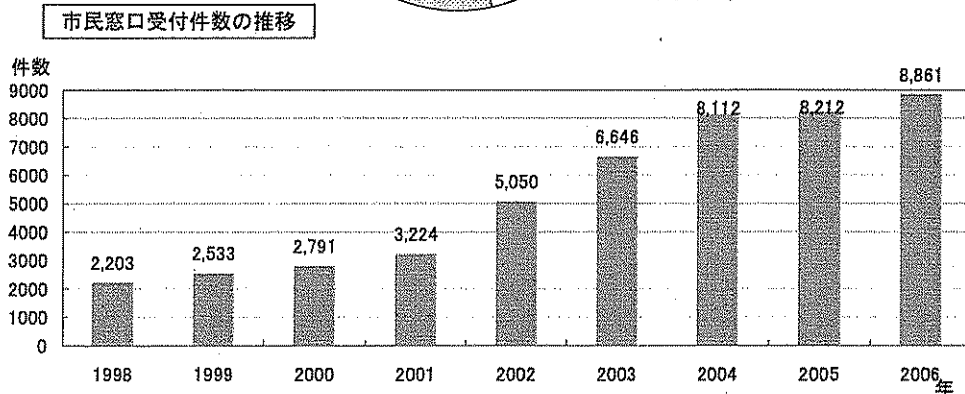
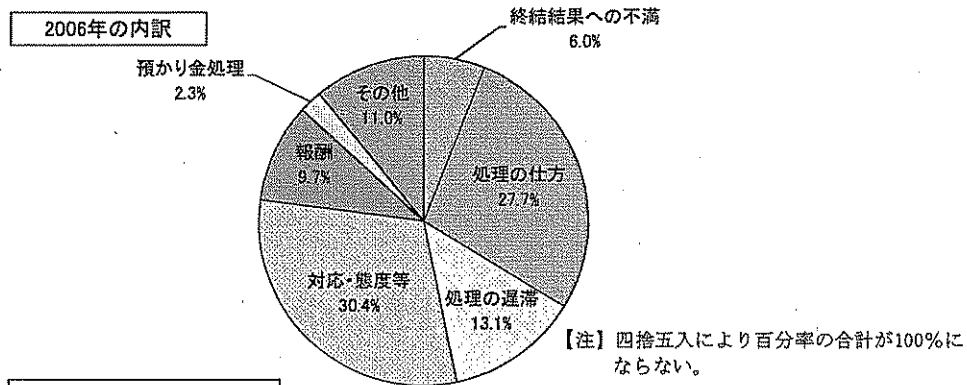
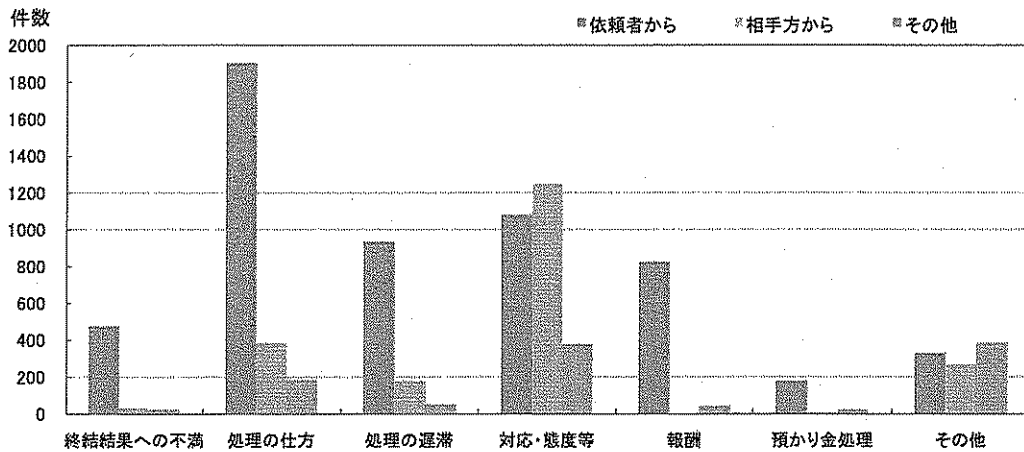
前期集合研修	2006年9月5日～7日（3日間）刑事・民事の概論研修
実務研修	同年9月12日～10月5日の平日計144時間 東京と大阪の法律事務所での実務研修
後期集合研修	同年10月10日～14日（5日間） 起案の講評を中心としたゼミナール方式の研修

第2節 苦情及び紛議調停

1 弁護士に対する苦情申立て

弁護士の対応等について苦情がある場合、事件の相手方や依頼者は弁護士会に対して苦情などを申し立てることができる。各弁護士会では、受付窓口として「市民窓口」を設け、市民からの苦情申立てに対応している。

以下は、2006年1月から12月に全国の弁護士会の市民窓口に応じ立てられた苦情を、申立人別・内容別に取りまとめたもの及び1998年から2006年までの市民窓口受付件数の推移を見たものである。



【注】1. 2004年より前は、市民窓口が設置されていない弁護士会があること、また、弁護士会ごとに苦情の受付方法・統計方法が異なっている状況での統計である点に注意が必要である。なお、2004年1月から各会統一の基準に基づいた統計を実施している。

2 紛議調停申立て

1. 弁護士会別紛議調停新受件数一覧

弁護士の職務に関し、依頼者との間で紛議（紛争）が生じた場合は、裁判所その他の外部の機関にその解決を求めるのとは別に、弁護士会が自主的に紛議の当事者双方の主張を聴いたうえ、実情に即した円満な解決を図るため公正妥当な調停を行うのが紛議調停制度である（弁護士法第41条）。

この表は1998年から2006年までの各弁護士会ごとの紛議調停事件の新受件数をまとめたものである。近年は平均して、全国で約500件前後の事件が申し立てられていることが分かる。

		1998年	1999年	2000年	2001年	2002年	2003年	2004年	2005年	2006年	
北海道	札幌	8	24	15	22	22	26	18	16	11	
	函館	0	0	0	0	1	0	0	2	2	
	旭川	1	0	1	0	0	1	2	0	0	
	釧路	0	1	0	0	0	0	0	0	2	
東北	仙台	4	6	6	11	12	5	10	7	4	
	福島県	0	1	2	2	0	1	0	0	3	
	山形県	2	1	0	0	0	3	10	6	1	
	岩手	3	1	4	2	2	1	1	0	0	
	秋田	1	8	2	4	5	3	0	0	0	
関東	青森県	1	0	0	0	0	1	2	2	1	
	東京	87	82	84	90	110	118	112	110	111	
	第一東京	25	31	34	41	50	45	37	31	23	
	第二東京	61	53	42	49	48	52	53	55	62	
	横浜	16	21	5	22	28	16	26	23	29	
	埼玉	11	2	7	5	1	17	13	10	11	
	千葉県	10	9	5	1	2	4	4	7	3	
	茨城県	2	4	22	3	9	5	4	2	2	
	栃木県	4	1	2	4	6	6	4	3	6	
	群馬	2	2	3	3	7	9	4	0	4	
	静岡県	1	2	5	3	3	3	6	10	7	
	山梨県	0	0	0	0	0	0	0	1	1	
	長野県	2	4	4	8	2	1	3	5	11	
	新潟県	0	0	3	0	2	1	0	3	3	
	愛知県	16	22	20	18	18	13	17	19	19	
	中部	三重	3	0	4	3	4	3	4	4	2
		岐阜県	2	4	0	1	3	1	3	0	1
福井		0	0	0	0	0	0	1	0	1	
金沢		0	0	1	1	3	1	4	3	1	
富山県		0	1	0	1	0	2	0	0	2	
近畿	大阪	71	58	68	78	84	63	64	66	70	
	京都	12	4	9	17	18	26	14	12	10	
	兵庫県	6	5	12	13	18	11	6	15	24	
	奈良	3	3	2	4	10	3	7	5	2	
	滋賀	1	0	0	0	2	0	1	0	1	
中国	和歌山	0	1	2	2	0	2	3	2	0	
	広島	3	2	5	12	8	5	13	11	5	
	山口県	1	0	4	3	2	0	1	1	0	
	岡山	3	2	6	7	9	4	4	6	23	
	鳥取県	0	0	0	0	1	2	2	2	0	
四国	島根県	2	0	1	1	1	1	0	0	0	
	香川県	3	1	3	1	1	4	8	7	3	
	徳島	0	0	0	0	1	2	0	1	0	
	高知	1	1	0	2	0	0	1	0	1	
	愛媛	2	2	0	1	1	0	4	4	1	
九州	福岡県	12	11	9	6	15	11	16	14	17	
	佐賀県	2	0	1	1	3	1	0	1	1	
	長崎県	4	8	3	2	6	0	0	1	2	
	大分県	6	0	0	3	0	0	1	0	3	
	熊本県	1	2	2	7	4	7	9	14	6	
	鹿児島県	0	0	0	6	6	3	0	9	4	
	宮崎県	0	0	0	1	2	2	2	2	3	
沖縄	8	8	10	9	4	11	12	13	13		
合計		403	388	408	470	534	496	506	505	512	

【注】 暦年(各年1月1日～12月31日)を基準とする。

3 懲戒事案

次に掲げる事案は、2006（平成18）年4月から2007（平成19）年3月まで「自由と正義」の公告に掲載された各弁護士会において処分された懲戒事案を弁護士職務基本規程の条文ごとにあてはめて整理したものである。

<p>(信義誠実) 第5条 弁護士は、真実を尊重し、信義に従い、誠実かつ公正に職務を行うものとする。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ●確定判決と異なる内容であるにもかかわらず、相手方に対してその旨を告げず、合意書に調印させた事案。

<p>(名誉と信用) 第6条 弁護士は、名誉を重んじ、信用を維持するとともに、廉潔を保持し、常に品位を高めるように努める。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ●相手方に対する内容証明郵便上に、確実な証拠があるとは言えないのに「監禁」、「犯罪」と断定的な不適切な表現を用いた事案。 ●会社代表取締役及びその妻の株式を同社の取締役売買するにあたり、被懲戒者が会社の預金から引き出して代金を支払った事案。 ●根抵当権抹消登記等請求訴訟を提起し、訴訟係属中に依頼者が係争物である土地を売却し、買主との間で残代金は勝訴してから払うとの合意が成立したところ、被懲戒者が当該残代金請求債権の上に立替金の担保として質権を設定した事案。 ●弁護士法第23条の2に基づく照会を行うにあたり、照会事項とは何ら関連性のない相手方の私事にわたる事実や名誉に関わる一方的な主張を記載した事案。 ●破産申立手続を行う意思がないにもかかわらず、同申立を受任したとの介入通知を債権者らに行い、進捗状況の問い合わせに対し、種々の理由を述べたり、電話に出ないなどの対応を行い、債権者らの権利行使をためらわせた事案。 ●他県に勾留されている被告人の保釈請求をするために、同人の姉と宿泊先に赴いた際、同室で宿泊するよう執拗に要求し、セクシャルハラスメントを行った事案。

<p>(非弁護士との提携) 第11条 弁護士は、弁護士法第72条から第74条までの規定に違反する者又はこれらの規定に違反すると疑うに足りる相当な理由のある者から依頼者の紹介を受け、これらの者を利用し、又はこれらの者に自己の名義を利用させてはならない。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ●業務停止を受けた弁護士の事務員から多数の多重債務処理事案の周旋を受けた事案 ●被懲戒者が非弁護士から多数の多重債務者の紹介を受け、紹介料を支払っていた事案。

<p>(違法行為の助長) 第14条 弁護士は、詐欺的取引、暴力その他違法若しくは不正な行為を助長し、又はこれらの行為を利用してはならない。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ●被懲戒者が貸室の未払賃料請求事件を受任し、貸室入口の鍵を取り替え、告示を張り紙した事案。 ●弁護人になる意思がないにもかかわらず、共犯者からの依頼で、勾留中の被疑者に対し、共犯者の氏名を黙秘するよう指示した事案。 ●接見禁止決定がなされて勾留中の者に対し、弁護人となろうとする意思がないのに、暴力団員の手紙を見せることを目的として接見した事案。 ●かつての依頼事件に関する自己の行動を非難する記事を掲載しようとした新聞発行者との記事掲載をめぐる交渉に暴力団関係者を同席させたところ、新聞発行者がかつての依頼者を同行したため、紛争解決のために暴力団関係者の助力を受ける結果となった事案。

<p>(依頼者の意思の尊重)</p> <p>第22条 弁護士は、委任の趣旨に関する依頼者の意思を尊重して職務を行うものとする。</p> <p>2 弁護士は、依頼者が疾病その他の事情のためその意思を十分に表明できないときは、適切な方法を講じて依頼者の意思の確認に努める。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ●依頼者である会社と商工ローンとの和解において、連帯保証人の一部の者らにつき、何ら説明を行うこともなく、債務整理用として預かっていた委任状を利用して、利害関係人として訴訟上の和解を成立させてしまった事案。 ●具体的な委任を受けずに預かった白紙委任状を利用して訴訟を提起した事案。 ●依頼を受けて訴訟を提起しておきながら、その後、不当訴訟であると考えを改めて、依頼者の明示の意思に反して、請求放棄の陳述をした事案。 ●何ら依頼を受けていないのに代理人として訴え提起前の和解手続に出頭し、金銭支払義務を承認して、期日までに支払わないときは所有不動産を明け渡す内容の和解を成立させ、不動産明渡しの強制執行を招いた事案。
<p>(秘密の保持)</p> <p>第23条 弁護士は、正当な理由なく、依頼者について職務上知り得た秘密を他に漏らし、又は利用してはならない。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ●被懲戒者がかつて刑事弁護を行い、逆転無罪となった事件につき、自己の執筆した単行本及び週刊誌の記事において、被告人が真犯人であったかのような記述もしくは発言を行った事案。
<p>(依頼者との金銭貸借等)</p> <p>第25条 弁護士は、特別の事情がない限り、依頼者と金銭の貸借をし、又は自己の債務について依頼者に保証を依頼し、若しくは依頼者の債務について保証をしてはならない。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ●返済できる見込みが乏しかったのに顧問先から借金をして公正証書を作成したが返済できなかった事案。
<p>(職務を行ない得ない事件)</p> <p>第27条 弁護士は、次の各号のいずれかに該当する事件については、その職務を行ってはならない。ただし、第③号に掲げる事件については、受任している事件の依頼者が同意した場合は、この限りでない。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 相手方の協議を受けて賛助し、又はその依頼を承諾した事件 ② 相手方の協議を受けた事件で、その協議の程度及び方法が信頼関係に基づくと認められるもの ③ 受任している事件の相手方からの依頼による他の事件 ④ 公務員として職務上取り扱った事件 ⑤ 仲裁、調停、和解斡旋その他の裁判外紛争解決手続機関の手続実施者として取り扱った事件
<ul style="list-style-type: none"> ●刑事被告人Aの弁護人が、解任された後、Aがした、かつての婚約者Bに対する慰謝料請求訴訟につき、Bの代理人として訴訟活動を行った事案。 ●被懲戒者は、土地明渡請求訴訟の賃借人Aの訴訟代理人となつたところ、この訴訟では、土地上の建物においてAと事業を共同経営し、同建物に抵当権を設定するなど利害関係を有するBとAとの法律関係が争点となつたので、Bと信頼関係に基づいて協議していたのに、Aが勝訴した後、Aから依頼を受けて、Bに対し、実質的に同一の争点を有する抵当権抹消請求訴訟を提起し、訴訟遂行した事案。

(受任の際の説明等)

- 第29条 弁護士は、事件を受任するに当たり、依頼者から得た情報に基づき、事件の見通し、処理の方法並びに弁護士報酬及び費用について、適切な説明をしなければならない。
- 2 弁護士は、事件について、依頼者に有利な結果となることを請け合い、又は保証してはならない。
- 3 弁護士は、依頼者の期待する結果が得られる見込みがないにもかかわらず、その見込みがあるように装って事件を受任してはならない。

- 第1審で仮執行宣言付の敗訴判決を受けた者から依頼を受けたにもかかわらず、財産差押さえの可能性、強制執行停止決定の申請を行う方法があることを説明せず、漫然と控訴状を提出したのみで、その結果、依頼者が仮執行宣言に基づき財産の差押えを受けてしまい、事業の継続が困難になり、不本意な和解に応じざるを得なくなり、控訴も取り下げるに至った事案。

(事件の処理)

第35条 弁護士は、事件を受任したときは、速やかに着手し、遅滞なく処理しなければならない。

- 被懲戒者が訴訟を受任し、着手金の支払いを受けたにもかかわらず長期間、訴訟提起することも辞任することもなく事件処理を放置した事案。
- 着手金を受領し、定期的に打合せを行っていたが、勝訴の確信が得られないとして2年近くも訴訟提起をせず放置した事案。
- 競売手続の進行を止める方法を相談されて請求異議等を回答したが何らの具体的対応をせず競売手続を進行させて落札に至らしめ、その後も買戻しの調停を申し立てるなどと説明しながら申立てをせず放置した事案。

(事件の処理の報告及び協議)

第36条 弁護士は、必要に応じ、依頼者に対して、事件の経過及び事件の帰趨に影響を及ぼす事項を報告し、依頼者と協議しながら事件の処理を進めなければならない。

- 被懲戒者が損害賠償請求訴訟を受任したものの、訴訟の進行状況の報告や本人尋問の期日やその準備等について何ら連絡や打合わせを行わず、本人尋問が実施されず、陳述書の作成提出も行われず結審し、結審の事実や判決言渡日の連絡すら行わなかった事案。

(処理結果の説明)

第44条 弁護士は、委任の終了に当たり、事件処理の状況又はその結果に関し、必要に応じ法的助言を付して、依頼者に説明しなければならない。

- 貸金請求事件を受任し第一審で敗訴して判決書の送付を受けたが、依頼者に控訴期限を告知することもせず、控訴期限までに判決書を交付することもしなかった事案。

(預り金等の返還)

第45条 弁護士は、委任の終了に当たり、委任契約に従い、金銭を清算したうえ、預り金及び預り品を遅滞なく返還しなければならない。

- 依頼者に代わり競売事件の配当金を受領しながら報告も清算もしなかった事案。
- 金銭債務の保証人の依頼を受けて弁済原資を得るための所有不動産の一部売却を受任したのに、売却代金を依頼者に引き渡さず、紹介者に引き渡したため、残余の不動産について競売開始決定がされた事案。
- 事件の相手方から支払われた金員から報酬を差し引いて依頼者に返還したところ、過大な報酬であるとして紛議調停を申し立てられ、調停は不成立となったが、さらに民事訴訟を提起され、結局、数百万円を返還する旨の裁判上の和解が成立したが、和解条項を履行しなかった事案。

(刑事弁護の心構え)

第46条 弁護士は、被疑者及び被告人の防御権が保障されていることにかんがみ、その権利及び利益を擁護するため、最善の弁護活動に努める。

- 国選事件につき、上告期間を徒過してしまった事案。
- 国選事件において、被告人が検面調書の任意性を争っていたにもかかわらず、被告人質問に先立ち、1回だけ約20分の接見をしたにすぎなかったうえ、被告人が同調書の差入れを求めているのに、被告人質問が終了するまで差し入れなかった事案。
- 控訴事件の国選弁護にあたり、控訴趣意書に被告人にとって不利益な主張を記述し、特段の必要性がないにもかかわらず、プライバシーにわたることがらを記述した事案。
- 控訴審の弁護人を受任して着手金を受領しながら、提出期限までに控訴趣意書を提出せず、控訴棄却判決を受けた事案。

(国選弁護における対価受領等)

第49条 弁護士は、国選弁護人に選任された事件について、名目のいかんを問わず、被告人その他の関係者から報酬その他の対価を受領してはならない。

2 弁護士は、前項の事件について、被告人その他の関係者に対し、その事件の私選弁護人に選任するように働きかけてはならない。ただし、本会又は所属弁護士会の定める会則に別段の定めがある場合は、この限りでない。

- 国選弁護人に選任された後、執行猶予判決を得るには被害者全員と示談する必要があるが国選弁護人としては事件処理をすることができないので私選弁護人に切り替えた方がよいなどと私選切替えを勧誘した事案。

(名誉の尊重)

第70条 弁護士は、他の弁護士、弁護士法人及び外国法事務弁護士（以下「弁護士等」という。）との関係において、相互に名誉と信義を重んじる。

- 相手方代理人弁護士に送付した内容証明付郵便において暴力団あるいはアウトローのやる行為であるなどと同弁護士を非難した事案。

<p>(弁護士法等の遵守) 第78条 弁護士は、弁護士法並びに本会及び所属弁護士会の会則を遵守しなければならない。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ●業務停止処分中に法律事務を行った事案。 ●探偵業者と提携して個人資産などの個人情報を得ることができるものと誤認させるおそれのあるダイレクトメールを多数発送した事案。－広告規程違反－ ●既設の事務所とは別に相談センターを開設して多重債務に関する法律事務を行って、弁護士法第20条第3項（二重事務所の禁止）に違反した事案。 ●業務停止期間中に損害賠償を求める旨の内容証明付郵便を送付したり、口頭弁論期日に出頭するなどした事案。

■複合適用事案■

<p>第5条（信義誠実）及び第6条（名誉と信用） *前掲の条文参照</p>
<ul style="list-style-type: none"> ●区分所有建物であるマンションの管理会社の代理人をしている被懲戒者が、区分所有者からの管理組合設立のための集会招集請求書等の提出に対し、法定人数に満たないことを認識しながら、これを指摘せず、議決が成立した後にその旨を指摘し、議決が無効であるとの文書を配布して管理事務の引き継ぎを拒絶した事案。

<p>第5条（信義誠実）、第21条（正当な利益の実現）、第35条（事件の処理）及び第36条（事件処理の報告及び協議） *第21条以外は、前掲の条文参照</p>
<p>(正当な利益の実現) 第21条 弁護士は、良心に従い、依頼者の権利及び正当な利益を実現するように努める。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ●破産等の申立てを受任して着手金を受領したが、その後の手続を事務員に任せきりにして自ら手続を進めることもなく10か月後に突如として辞任通知を発し、再受任の要請への対応も事務員に任せきりにして辞任の理由を説明せず、着手金の清算にも応じなかった事案。

<p>(研鑽) 第7条 弁護士は、教養を深め、法令及び法律事務に精通するため、研鑽に努める。</p>
<p>(法令等の調査) 第37条 弁護士は、事件の処理に当たり、必要な法令の調査を怠ってはならない。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ●会社の経営権を巡る紛争に関し、敵対する取締役らを解任することの依頼を受けたのに、株主総会や取締役会についての法令等に精通していなかったため、瑕疵のある招集通知を繰り返して株主総会を開催することができず、取締役会への出席を拒まれるなどして、依頼の目的を達することができなかった事案。

第11条（非弁護士との提携）及び第35条（事件の処理） *前掲の条文参照

- 死亡した弁護士の事務員であった者を事務長として雇用し、同人を介して事件を受任し、事件処理を当該事務長に任せきりにしていたところ、破産申立事件を受任したことを知らず、結果的に6年間も自己破産申立てを遅延させた事案。
- 破産等の申立てを受任して着手金を受領しながら半年以上も放置し、再三にわたる問合せにも対応せず、報告をしなかった事案。
- 多重債務整理事件の周旋を業としている違法な金融業者から債務整理事件の周旋を受け、また、債務整理事件の処理にあたり、違法性の検討の有無、利率の引き直し計算を行わず、事務職員任せにしていた事案。
- 金融業の経歴のある事務員を雇用し、多重債務処理事件を持ち込み担当させ、その見返りとして、売り上げに応じて報酬を支払わせ、また、依頼者と一切面談せずに事件処理を事務員任せにした事案。

第14条（違法行為の助長）及び第21条（正当な利益の実現） *前掲の条文参照

- 会社の経営権を巡る紛争に関し、依頼者が窓ガラスを割り、シャッターをバールでこじ開けるなどの違法な手段で依頼者と対立する一派が占有する会社建物に侵入したのを知り得ながら、これを阻止せず、自らも依頼者に続いて建物に侵入した事案。
- 融通手形の抗弁を封じるために預かった手形を知人に裏書譲渡させて、その知人をして手形金請求訴訟を提起させ、和解成立により同知人が支払いを受けた和解金額の送金を受けたことが不法な権利行使により権利実現を図ったとされた事案。

第21条（正当な利益の実現）及び、第38条（預り金の保管）

*第21条は前掲の条文参照

（預り金の保管）

第38条 弁護士は、事件に関して依頼者、相手方その他利害関係人から金員を預かったときは、自己の金員と区別し、預り金であることを明確にする方法で保管し、その状況を記録しなければならない。

- 懲戒請求者が相続により取得したB社の株式を同社に買い取ってもらうこと交渉を委任されたが、交渉が不調に終わったことから、この株をAに譲渡する旨の架空の売買契約書を作成し、Aを原告として、B社に対し訴訟提起し、和解が成立したところ、被懲戒者は、上記和解金から弁護士費用を差し引いた残金を、真の権利者である懲戒請求者の同意を得ないでAに送金し、Aは自己の報酬を差し引いて、懲戒請求者に送金した事案。

第22条（依頼者の意思の尊重）及び第35条（事件の処理） *前掲の条文参照

- 有限会社の代表取締役であるA個人の自己破産の申立てのみを受任したのに、債権者に対しては、同社も含めて破産手続を行う旨の通知を送付し、また、合理的な理由もなく1年6か月間も破産申立てを行わず、更に、Aの兄の保証債務について債権者との交渉の依頼を受けながら、同人に直接面談せず事件処理方針について協議、説明を行わなかった事案。
- 遺産分割調停の申立てを受任しながら10か月間も調停申立てをせず、申立て後も、調停員が求める書類の提出をせず、調停期日を無断で欠席するなどした事案。
- 証券取引被害回復のための手続を受任しながら3年後に証券会社を相手方とする民事調停を申し立てるまで何らの処理もせず、放置した事案。

第2.4条（弁護士報酬）及び第3.5条（事件の処理） *第35条は前掲の条文参照

（弁護士報酬）

第2.4条 弁護士は、経済的利益、事案の難易、時間及び労力その他の事情に照らして、適正かつ妥当な弁護士報酬を提示しなければならない。

- 着手金を過大請求し、解任後も清算せず、また、受任した事件の一部につき訴訟提起をしなかった事案。

第2.4条（弁護士報酬）及び第4.5条（預かり品等の返還） *前掲の条文参照

- マンション1室の明渡請求訴訟につき、当時の弁護士報酬規定の2倍近い弁護士費用を請求し、預かった預金通帳を返還しなかった事案。

第2.7条（職務を行ない得ない事件）及び第2.8条（職務を行ない得ない事件）

*第27条は前掲の条文参照

第2.8条 弁護士は、前条に規定するもののほか、次の各号のいずれかに該当する事件については、その職務を行ってはならない。ただし、第①号及び第④号に掲げる事件についてその依頼者が同意した場合、第②号に掲げる事件についてその依頼者及び相手方が同意した場合並びに第③号に掲げる事件についてその依頼者及び他の依頼者のいずれもが同意した場合は、この限りでない。

- ① 相手方が配偶者、直系血族、兄弟姉妹又は同居の親族である事件
- ② 受任している他の事件の依頼者又は継続的な法律事務の提供を約している者を相手方とする事件
- ③ 依頼者の利益と他の依頼者の利益が相反する事件
- ④ 依頼者の利益と自己の経済的利益が相反する事件

- 依頼者からその妻Aに全財産を相続させる公正証書遺言の作成及び貸金回収の依頼を受け、遺言を作成しないまま依頼者が死亡して相続開始後、改めて相続人A、B及びCから貸金回収の依頼を受けてその職務を継続しながら、他方でB及びCの依頼を受けてAに対して婚姻無効確認訴訟を提起した事案。

第2.8条（職務を行ない得ない事件）及び第5.3条（相手方からの利益の供与）

*第28条は前掲の条文参照

（相手方の利益の供与）

第5.3条 弁護士は、受任している事件に関し、相手方から利益の供与若しくは供応を受け、又はこれを要求し、若しくは約束をしてはならない。

- ゴルフ場の顧問として預託金償還対策事務を引き受けておきながら、同ゴルフ場に対し預託金返還を求める会員に知り合いの弁護士を紹介し、同弁護士から協力費名目で金員の支払いを受けた事案。

第35条（事件処理）及び第36条（事件処理の報告及び協議） *前掲の条文参照

- 複数の依頼者から事件処理の委任を受け、着手金を受領したにもかかわらず、事件を放置した事案。
- 金銭請求の訴訟提起を受任し、着手金及び実費の支払いを受けたにもかかわらず、事件を放置したばかりでなく、依頼者に勝訴判決を得たと虚偽の報告を行い、判決書を偽造して依頼者に交付した事案。

第36条（事件の処理の報告及び協議）及び、第39条（預り品の保管）

*第36条は前掲の条文参照

（預り品の保管）

第39条 弁護士は、事件に関して依頼者、相手方その他利害関係人から書類その他の物品を預かったときは、善良な管理者の注意をもって保管しなければならない。

- 被懲戒者は遺産分割審判請求事件を受任したのに、依頼者である懲戒請求者の電話及びファックスによる問合せに全く応答しなかったため弁護士会に苦情を申し立てられ、その結果一度は打合せをしたがその後は再び懲戒請求者からの連絡に応答しないようになり、本人尋問期日が取り消されるなどして解任されたが、その後も預金通帳等の返却を怠った事案。

第38条（預り金の保管）及び第45条（預り金等の返還） *前掲の条文参照

- 遺産分割調停事件が成立したにもかかわらず、管理保管中の相続財産（金員）を依頼者に支払わずに、運用益を目的として顧客に貸し付けたり、自己の用途に費消した事案。

第45条（預り金等の返還）及び第24条（弁護士報酬） *前掲の条文参照

- 被懲戒者は、債権回収事件を処理するにあたって預り金を依頼者と協議することなしに報酬等に充当して、速やかに返還しなかった事案。

第46条（刑事弁護の心構え）及び第47条（接見確保と身柄拘束からの解放）

*第46条は前掲の条文参照

（接見の確保と身体拘束からの解放）

第47条 弁護士は、身体拘束を受けている被疑者及び被告人について、必要な接見の機会の確保及び身体拘束からの解放に努める。

- 国選弁護人に選任され、第1回公判期日前に接見を要望されたにもかかわらず、最終弁論を終えた第2回公判期日後、懲戒請求者が紛議調停を申し立てた後まで接見せず、被告人である懲戒請求者の意見を聴くことなく罪状認否、書証の同意、不同意を行い、情状証人の申請をしなかった事案。

第70条（名誉の尊重）及び第71条（弁護士に対する不利益行為）

*第70条は前掲の条文参照

（弁護士に対する不利益行為）

第71条 弁護士は、信義に反して他の弁護士等を不利益に陥れてはならない。

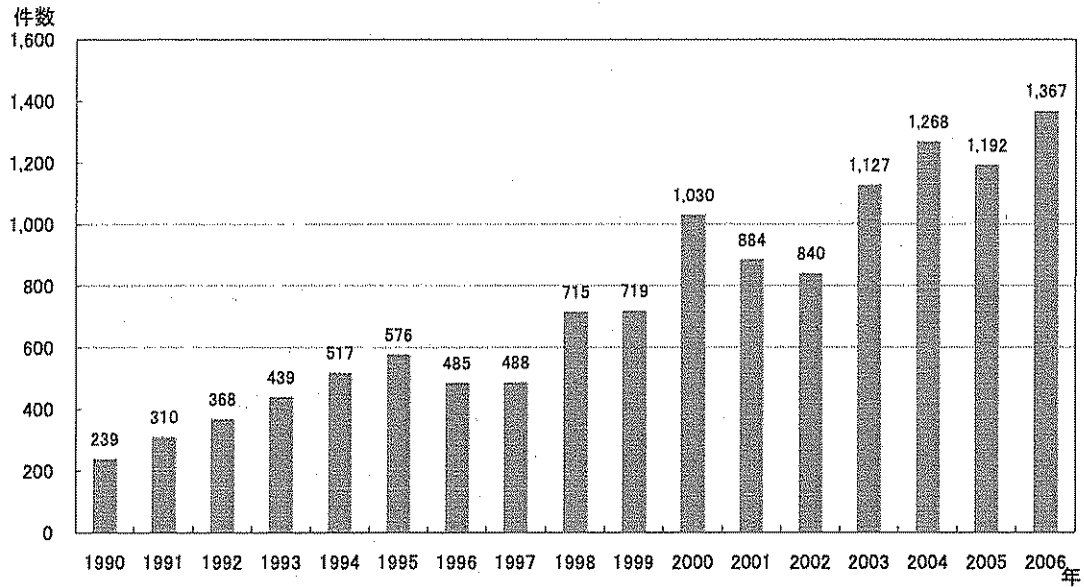
- 事務所を共同経営していた他の弁護士について、共同経営解消後、同弁護士が事務員と不倫関係にあるなどと記載した文書を顧問先に交付した事案。

第4節 懲戒処分とその手続

1 懲戒処分に関する統計

1. 懲戒請求新受件数の推移(全弁護士会)－1990～2006年－

1990年から2006年までの全弁護士会における懲戒請求新受件数をまとめたものである。2006年には1,367件となり、2003年以降連続で1,000件を超えた。



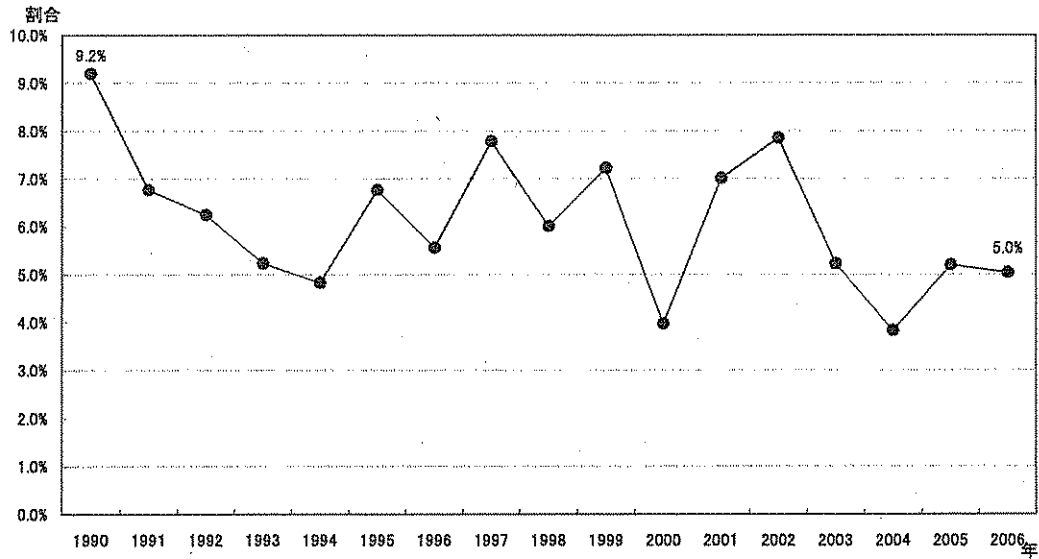
【注】1. 暦年（各年の1月1日から12月31日）を基準とする。
2. 同一人について複数事案を併合してなした場合は、1件として示す。

3. 懲戒処分率(全弁護士会)

次のグラフは、1990年から2006年までの全弁護士会における懲戒請求の中で、懲戒処分に付される割合及び懲戒処分を受けた会員の割合の推移をまとめたものである。

(1) 懲戒請求中の懲戒処分率

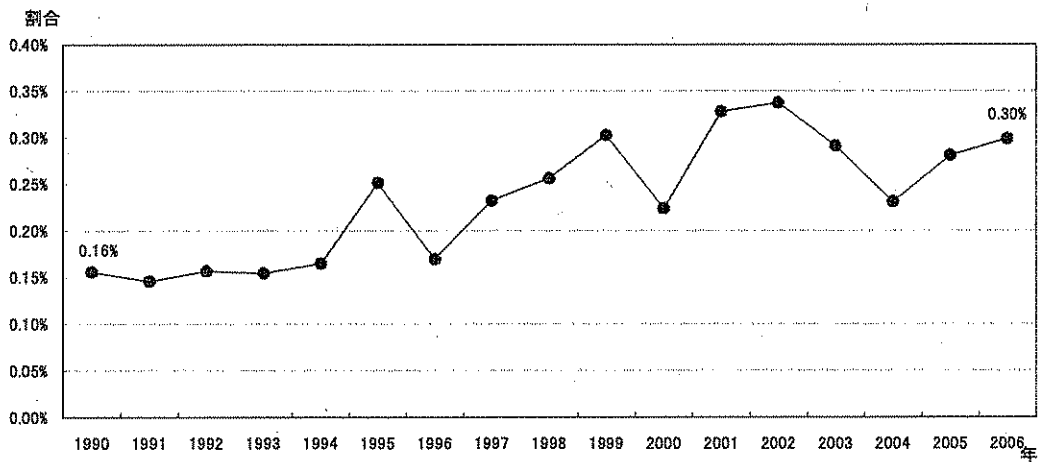
近年の懲戒処分率は5%前後である。



【注】割合の算定にあたっては、同一年内に弁護士会で懲戒請求のあった件数及び処分のあった件数を基準としており、懲戒請求事件ごとに処分の有無を割り出したものではない。

(2) 懲戒処分を受けた会員の割合の推移

会員数は年々増加傾向にあり、減少傾向にあった懲戒処分率は近年増加傾向にある。



【注】基礎となる弁護士数値は、各年12月31日現在の正会員数である。

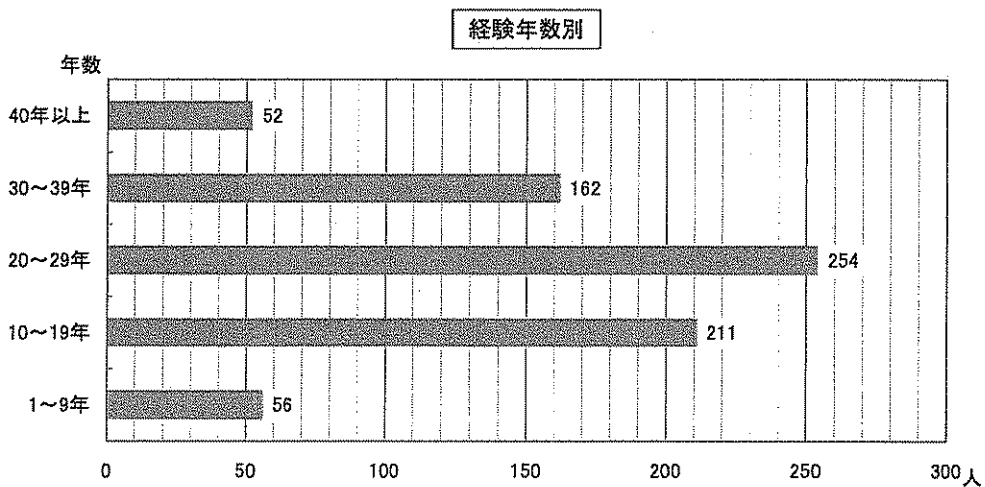
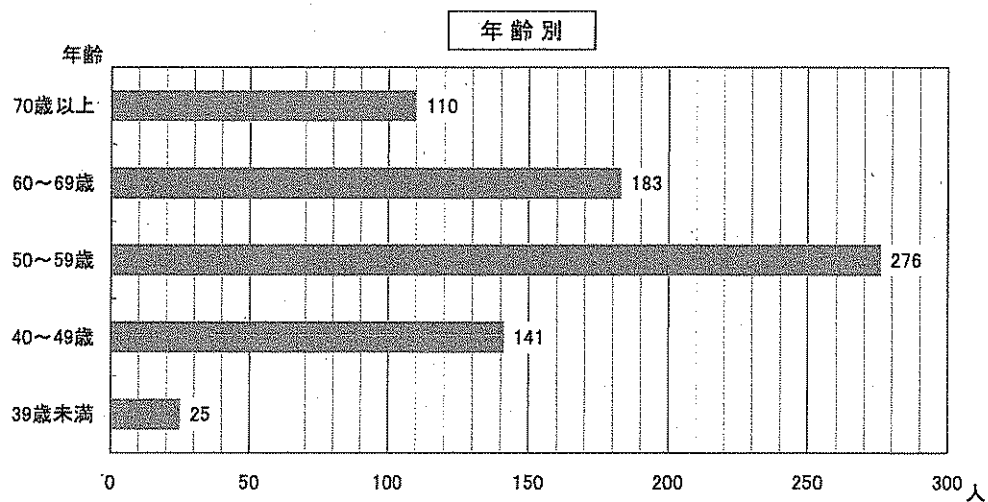
4. 懲戒処分を重ねて受けた弁護士の人数と懲戒回数

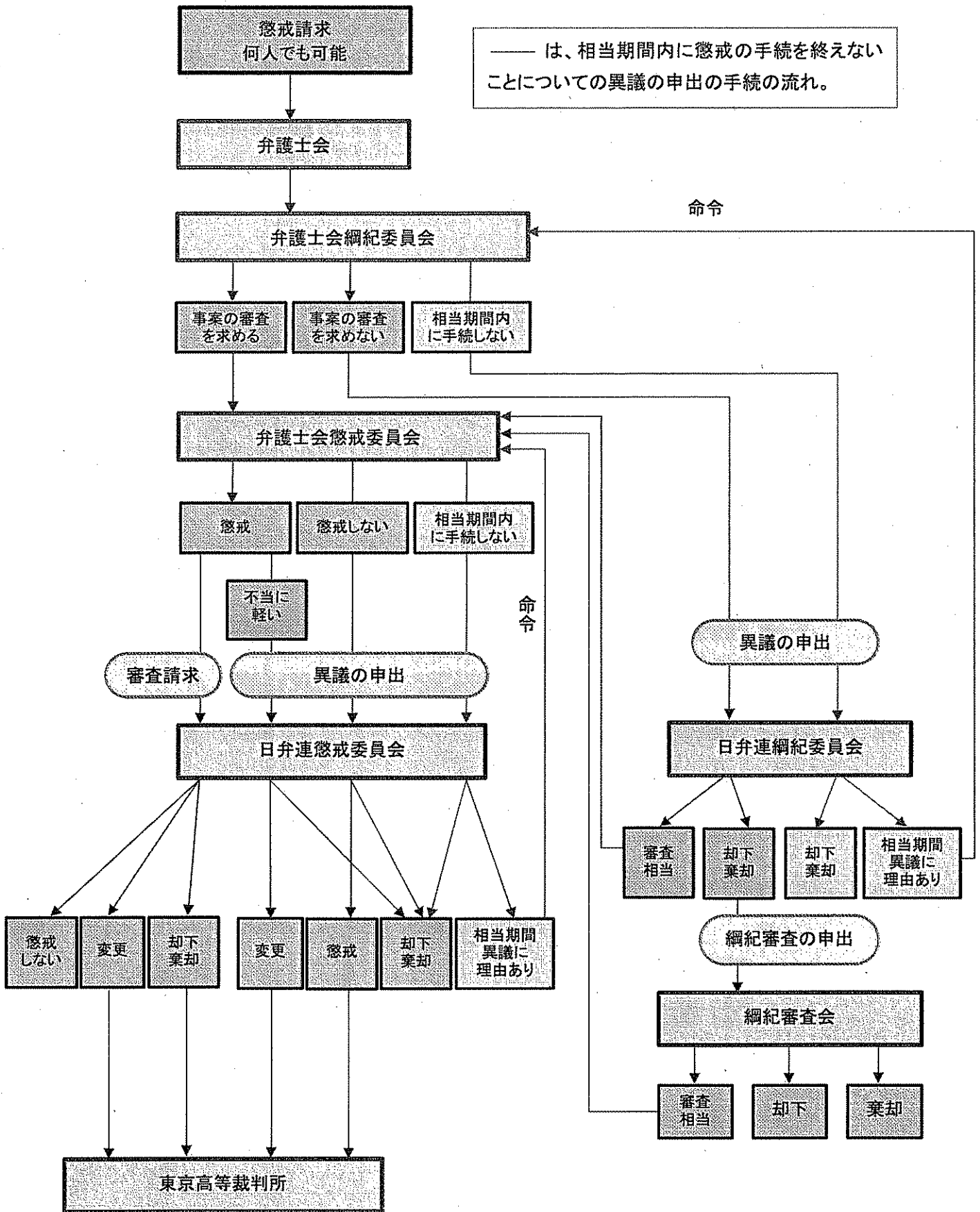
懲戒処分を重ねて受けた弁護士の人数と懲戒回数について、1989年1月1日から2007年3月31日までの累計をまとめたものである。これを見ると、懲戒処分1回のみというケースが74.9%と、その大部分を占めている。しかし、3回以上受けた弁護士も約8%いる。

	人数	割合
1回	421	74.9%
2回	94	16.7%
3回	39	6.9%
4回	8	1.4%

5. 懲戒処分を受けた弁護士の処分時の年齢、経験年数の状況

以下の2つのグラフは、1989年1月1日から2006年3月31日までに懲戒処分を受けた弁護士を、処分を受けた当時の年齢及び経験年数別に区分したものである。これらのグラフから、年齢にして50歳代、経験年数20年代という層に懲戒処分を受けた弁護士が多いことが分かる。





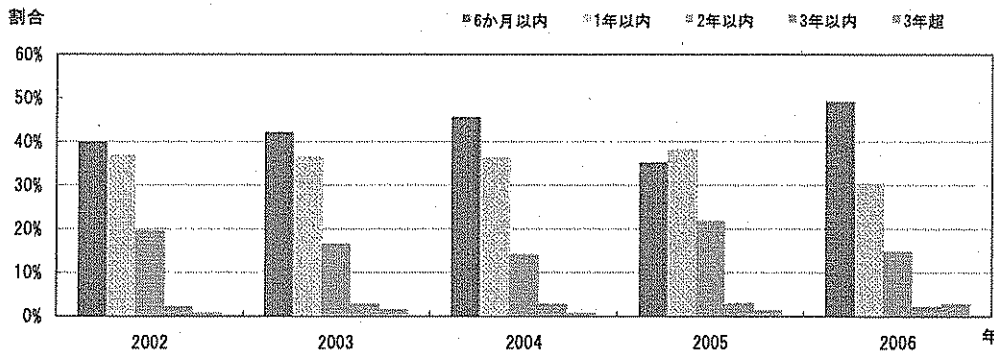
【注】 1. 日弁連及び弁護士会の請求に基づく手続は除く。
 2. 各委員会の議決に基づく日弁連及び弁護士会の決定は除く。

6. 懲戒処分の調査・審査期間

(1) 懲戒請求から綱紀委員会による議決までの期間別件数

懲戒請求から綱紀委員会における議決までに要した期間を一覧表とグラフにまとめたものである。これを見ると、近年約40%~50%近い案件が6か月以内に議決されており、1年以内には80%程度の案件が議決にまで至っていることが分かる。

	2002年		2003年		2004年		2005年		2006年	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合
6か月以内	332	40.1%	401	42.2%	514	45.8%	349	35.3%	656	49.2%
1年以内	307	37.1%	348	36.6%	407	36.2%	380	38.4%	407	30.5%
2年以内	163	19.7%	159	16.7%	160	14.2%	216	21.8%	200	15.0%
3年以内	19	2.3%	27	2.8%	32	2.8%	30	3.0%	31	2.3%
3年超	7	0.8%	15	1.6%	10	0.9%	14	1.4%	39	2.9%
総数	828	100.0%	950	100.0%	1,123	100.0%	989	100.0%	1,333	100.0%

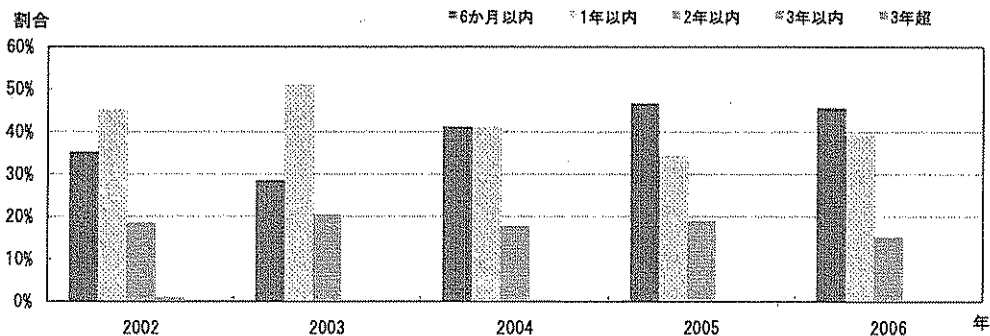


【注】当該暦年(1月1日~12月31日)中に議決のあったものをさかのぼって調査し、いつ懲戒請求されたのかを調べた結果の数値である。

(2) 懲戒委員会への付議から議決までの期間別件数

懲戒委員会へ付議されてから議決までに要した期間を一覧表とグラフにまとめたものである。これを見ると、最近3年間は80%以上の案件が1年以内に懲戒委員会において議決されており、全ての案件が2年以内に議決にまで至っていることが分かる。

	2002年		2003年		2004年		2005年		2006年	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合
6か月以内	38	35.2%	28	28.6%	30	41.1%	42	46.7%	42	45.7%
1年以内	49	45.4%	50	51.0%	30	41.1%	31	34.4%	36	39.1%
2年以内	20	18.5%	20	20.4%	13	17.8%	17	18.9%	14	15.2%
3年以内	1	0.9%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
3年超	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
総数	108	100.0%	98	100.0%	73	100.0%	90	100.0%	92	100.0%

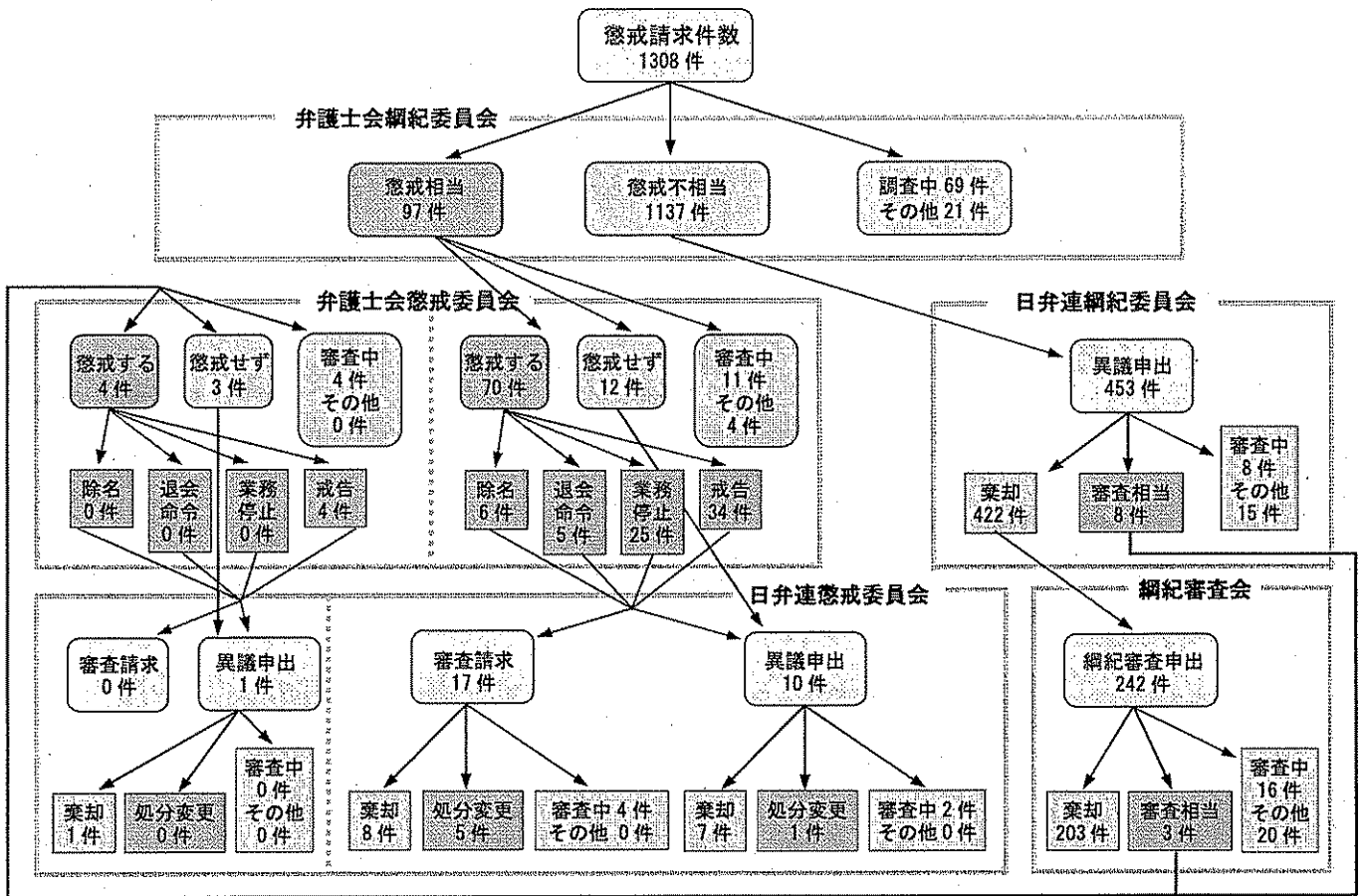


【注】当該暦年(1月1日~12月31日)中に議決のあったものをさかのぼって調査し、いつ懲戒委員会に

2. 懲戒請求の経過フォロー

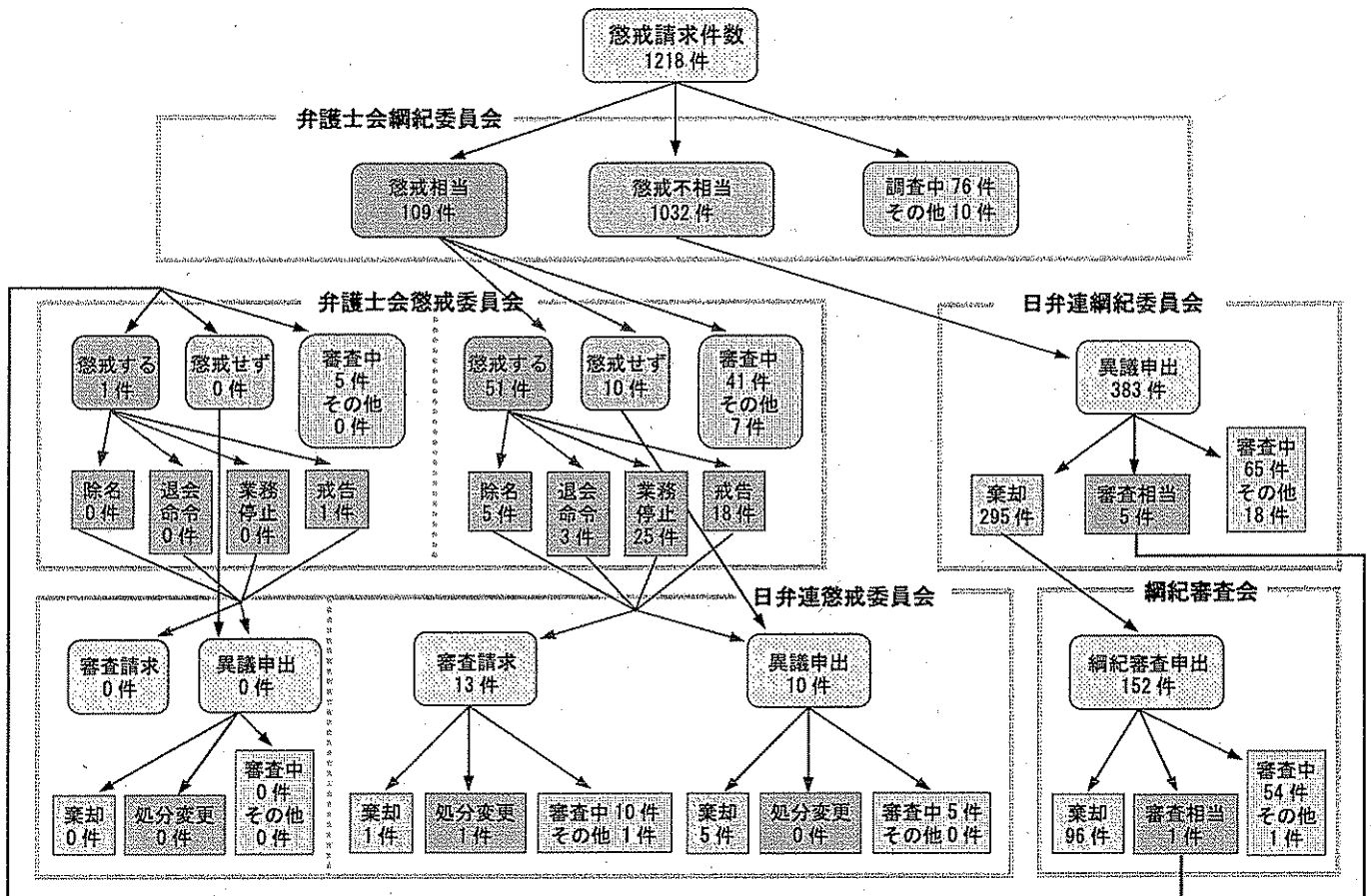
以下の経過フォロー図内の数字は、2004年から2006年になされた懲戒請求が、2007年6月7日現在、どのように処理されているかを示したものである。なお、2004年4月1日より改正弁護士法が施行され、綱紀審査会の新設、日弁連綱紀委員会が綱紀手続の審査をする機関となり、綱紀手続と懲戒手続が明確に分離されるなど、綱紀懲戒手続が変更されており、以下は、各年に請求された事案が現在どうなっているかを示したものである。

ア. 2004年請求事案



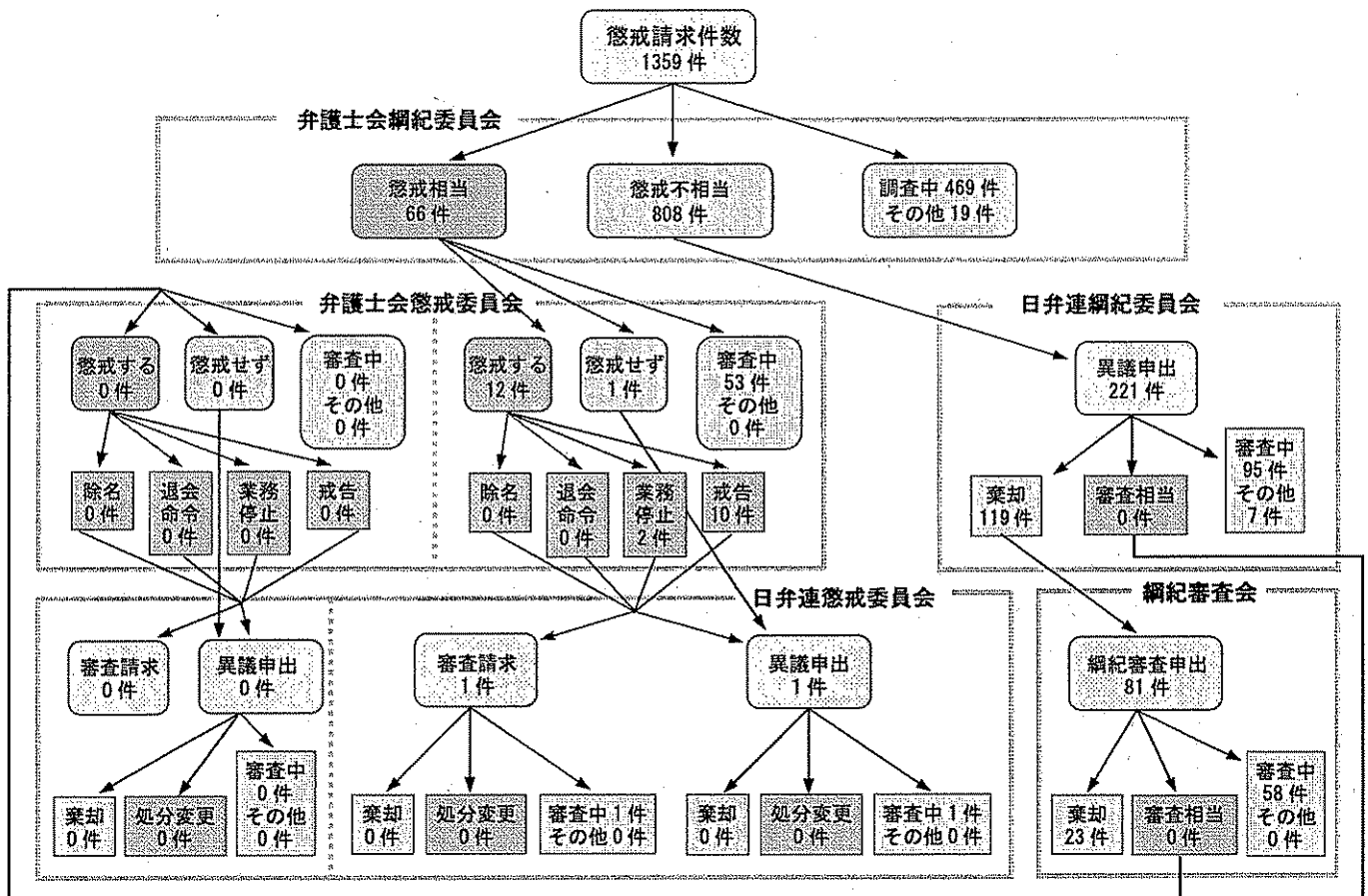
- 【注】1. 各弁護士会からの「調査開始の通知」「懲戒しない旨の決定等の通知」「懲戒の処分の通知」をもとに、2007年6月7日までに日弁連が入力したデータで作成した。
2. 「懲戒請求件数」は、各年の1月1日から12月31日までの間に綱紀委員会に付議された件数をカウントした。
3. 件数は、弁護士1人につき1件とした。すなわち、同一人物が2人の弁護士を懲戒請求したときは2件となる。また、複数の事件を併合した場合でも件数は各々カウントした。
4. 弁護士会及び日弁連における「その他」とは、却下・対象弁護士の死亡・資格喪失による終了等である。
5. 弁護士会綱紀委員会における一部相当・不相当の件数は、弁護士会綱紀委員会懲戒相当・懲戒不相当の両項目にそれぞれカウントした。
6. 日弁連懲戒委員会への異議申出による処分変更には、弁護士会で処分せず日弁連で処分した件数を含んだ。

イ. 2005年請求事案



- 【注】 1. 各弁護士会からの「調査開始の通知」「懲戒しない旨の決定等の通知」「懲戒の処分の通知」をもとに、2007年6月7日までに日弁連が入力したデータで作成した。
2. 「懲戒請求件数」は、各年の1月1日から12月31日までの間に綱紀委員会に付議された件数をカウントした。
3. 件数は、弁護士1人につき1件とした。すなわち、同一人物が2人の弁護士を懲戒請求したときは2件となる。また、複数の事件を併合した場合でも件数は各々カウントした。
4. 弁護士会及び日弁連における「その他」とは、却下・対象弁護士の死亡・資格喪失による終了等である。
5. 弁護士会綱紀委員会における一部相当・不相当の件数は、弁護士会綱紀委員会懲戒相当・懲戒不相当の両項目にそれぞれカウントした。
6. 日弁連懲戒委員会への異議申出による処分変更には、弁護士会で処分せず日弁連で処分した件数を含んだ。

ウ. 2006年請求事案



- 【注】 1. 各弁護士会からの「調査開始の通知」「懲戒しない旨の決定等の通知」「懲戒の処分の通知」をもとに、2007年6月7日までに日弁連が入力したデータで作成した。
2. 「懲戒請求件数」は、各年の1月1日から12月31日までの間に網紀委員会に付議された件数をカウントした。
3. 件数は、弁護士1人につき1件とした。すなわち、同一人物が2人の弁護士を懲戒請求したときは2件となる。また、複数の事件を併合した場合でも件数は各々カウントした。
4. 弁護士会及び日弁連における「その他」とは、却下・対象弁護士の死亡・資格喪失による終了等である。
5. 弁護士会網紀委員会における一部相当・不当の件数は、弁護士会網紀委員会懲戒相当・懲戒不当の両項目にそれぞれカウントした。
6. 日弁連懲戒委員会への異議申出による処分変更には、弁護士会で処分せず日弁連で処分した件数を含んだ。

第5節 弁護士倫理に関する研修

1998年度より日弁連倫理研修規程・規則に基づき、日弁連及び弁護士会は、会員に対し義務化された倫理研修を実施している。具体的には研修委員会において日弁連が主催する研修講座の設定(夏期研修の1コマを利用する場合が多い)や各弁護士会の倫理研修のみなし認定等の企画・運営とともに、研修受講者のデータ管理を行っている。

このデータによると2005年度の倫理研修への参加の義務を課せられた会員は計2,985名で、その対象年数別人数及び義務履行状況は次のとおりであった(2007年3月31日現在)。

2000年度は、倫理研修規則の改定(10月1日施行)により、義務年度の対象範囲が1999年5月1日から2001年3月31日と拡大されたこと、さらに、52期(4月)と53期(10月)の登録が重なったことから、登録1年目会員の対象者数が例年の2倍以上となっている。

	対象年数	受講義務者数	猶予者数	履行者数	受講割合	未履行者数	未受講割合
1998年度	登録1年目	648	0	641	98.9%	7	1.1%
	登録後満5年	423	0	407	96.2%	16	3.8%
	登録後満10年	411	0	401	97.6%	10	2.4%
	登録後満20年	330	1	317	96.1%	12	3.6%
	登録後満30年	315	3	298	94.6%	14	4.4%
	計	2,127	4	2,064	97.0%	59	2.8%
1999年度	登録1年目	662	0	655	98.9%	7	1.1%
	登録後満5年	442	2	427	96.6%	13	2.9%
	登録後満10年	396	0	387	97.7%	9	2.3%
	登録後満20年	345	2	330	95.7%	13	3.8%
	登録後満30年	328	0	317	96.6%	11	3.4%
	計	2,173	4	2,116	97.4%	53	2.4%
2000年度	登録1年目	1,428	2	1,411	98.8%	15	1.1%
	登録後満5年	481	4	463	96.3%	14	2.9%
	登録後満10年	419	0	397	94.7%	22	5.3%
	登録後満20年	342	0	333	97.4%	9	2.6%
	登録後満30年	356	1	335	94.1%	20	5.6%
	計	3,026	7	2,939	97.1%	80	2.6%
2001年度	登録1年目	881	0	873	99.1%	8	0.9%
	登録後満5年	580	7	559	96.4%	14	2.4%
	登録後満10年	406	0	396	97.5%	10	2.5%
	登録後満20年	390	4	376	96.4%	10	2.6%
	登録後満30年	334	0	326	97.6%	8	2.4%
	計	2,591	11	2,530	97.6%	50	1.9%
2002年度	登録1年目	931	0	920	98.8%	11	1.2%
	登録後満5年	598	9	569	95.2%	20	3.3%
	登録後満10年	421	3	410	97.4%	8	1.9%
	登録後満20年	398	0	384	96.5%	14	3.5%
	登録後満30年	358	0	338	94.4%	20	5.6%
	計	2,706	12	2,621	96.9%	73	2.7%
2003年度	登録1年目	987	0	974	98.7%	13	1.3%
	登録後満5年	618	17	578	93.5%	23	3.7%
	登録後満10年	425	1	387	91.1%	37	8.7%
	登録後満20年	385	1	370	96.1%	14	3.6%
	登録後満30年	438	3	391	89.3%	44	10.0%
	計	2,853	22	2,700	94.6%	131	4.6%
2004年度	登録1年目	1,219	5	1,205	98.9%	9	0.7%
	登録後満5年	605	20	569	94.0%	16	2.6%
	登録後満10年	421	1	409	97.1%	11	2.6%
	登録後満20年	356	0	346	97.2%	10	2.8%
	登録後満30年	366	3	347	94.8%	16	4.4%
	計	2,967	29	2,876	96.9%	62	2.1%

3-4-5 弁護士倫理に関する研修

	対象年数	受講義務者数	猶予者数	履行者数	受講割合	未履行者数	未受講割合
2005年度	登録1年目	1,130	3	1,120	99.1%	7	0.6%
	登録後満5年	634	30	594	93.7%	10	1.6%
	登録後満10年	465	8	453	97.4%	4	0.9%
	登録後満20年	360	1	352	97.8%	7	1.9%
	登録後満30年	396	3	380	96.0%	13	3.3%
	計	2,985	45	2,899	97.1%	41	1.4%

- 【注】 1. 受講義務者数は、受講義務期間中に弁護士名簿から取り消された者及び75歳以上となった者(研修義務免除)を除いたものである。
2. 猶予者とは、病気及び海外留学等により、当該年の研修を猶予されている者のことである。